

新旧対照表

新

地域みらい留学等促進事業費補助金交付要綱

第1条～第3条 (略)

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、県立高校へ訪問した日から30日を経過する日又は県立高校へ訪問した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 地域みらい留学等促進事業費補助金交付申請書（兼実績報告書）（別記様式1）
- (2) 訪問確認票（別記様式2）
- (3) 誓約書（別記様式3）
- (4) 交通費等の金額を証明する領収書等
- (5) 振込先銀行口座（申請者名義に限る）の通帳の写し

第5条～第10条 (略)

旧

地域みらい留学等促進事業費補助金交付要綱

第1条～第3条 (略)

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、県立高校へ訪問した日から30日を経過する日又は県立高校へ訪問した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を高知県教育長（以下「教育長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 地域みらい留学等促進事業費補助金交付申請書（兼実績報告書）（別記様式1）
- (2) 訪問確認票（別記様式2）
- (3) 誓約書（別記様式3）
- (4) 交通費等の金額を証明する領収書等
- (5) 振込先銀行口座（申請者名義に限る）の通帳の写し

第5条～第10条 (略)

別表第1（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費（※1）	補助率及び補助限度額	補助回数
高知県立高等学校への入学（ <u>転入学・編入学を除く。</u> ）を検討する高知県外在住の中学生、中学既卒者（ <u>保護者の転居等による家族での転居及び隣接県からの進学、高知県内山村留学生の入学志願者を除く。</u> ）及びその同伴者（同伴者は1名に限る）	(1)交通費（※2） 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学又は学校見学等のために、住所地から当該高知県立高等学校の所在地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費 (2)宿泊費（※3） 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学等のために移動した際に、高知県内で宿泊する際に要した経費(素泊まり分のみで11,000円以内)	(1)補助率 一人当たり10,000円を超えた額の1/2以内 (2)補助限度額 一人当たり30,000円	同一年度内に1人1回までとする

- ※1 (1) 領収書等の関係書類で確認できる経費のみを補助対象経費として認める。
(2) 地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助を受けている場合は、当該補助金の額を対象経費から除外する。
(3) 対象経費には、取消料及びキャンセル料を含まない。
- ※2 補助対象となる交通手段及び交通費は、以下の条件を満たすものであること（複数の交通用具を利用する場合も、併せて申請することができる。）。
(1) 旅客輸送を行う鉄道事業者の鉄道の乗車券、急行券、特急券、指定席券等の料金又は路面電車の運賃。ただし、グリーン車利用料金は対象としない。
(2) 国内航空運送事業を営む航空機の運賃等。ただし、国内線プレミアムシートは対象としない。
(3) 高速バス、空港連絡バス、路線バス等の乗合バスの運賃等。
(4) 旅客船の運賃等。
(5) レンタカーの借り上げ代。
(6) 自動車を利用した場合の高速道路等の利用料金(ガソリン代は対象外とする)。
- ※3 宿泊費の補助は、以下のとおりとする。
(1) 素泊まり分で、一泊11,000円以内。（原則一泊分に限る。）
(2) 以下のいずれかに該当する場合は内容を考慮して二泊目を除いても対象経費と認める場合がある。
ア 高知県立高等学校を複数校訪問する場合。
イ 学校等のプログラムが二日以上に渡る場合。
ウ その他やむを得ない場合で、一泊を超えて宿泊する場合があると認められる場合。

別表第1（第3条関係）

補助対象者	補助対象経費（※2）	補助率及び補助限度額	補助回数
身元引受人制度（※1）を活用して高知県立高等学校への入学を検討する高知県外在住の中学生、中学既卒者及びその同伴者（同伴者は1名に限る）	(1)交通費（※3） 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学または学校見学等のために、住所地から当該高知県立高等学校の所在地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費 (2)宿泊費（※4） 補助対象者が、高知県立高等学校の体験入学等のために移動した際に、高知県内で宿泊する際に要した経費(素泊まり分のみで11,000円以内)	(1)補助率 一人あたり10,000円を超えた額の1/2以内 (2)補助限度額 一人あたり30,000円	同一年度内に1人1回までとする

- ※1 身元引受人制度とは、保護者が高知県内に居住していなくても、親戚の方など、身元引受人になってくれる方がいれば、高知県外から高知県立高等学校を受験することができる制度をいう。
- ※2 (1) 領収書等の関係書類で確認できる経費のみを補助対象経費として認める。
(2) 地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の補助を受けている場合は、当該補助金の額を対象経費から除外する。
(3) 対象経費には、取消料及びキャンセル料を含まない。
- ※3 補助対象となる交通手段及び交通費は、以下の条件を満たすものであること（複数の交通用具を利用する場合も、併せて申請することができる。）。
(1) 旅客輸送を行う鉄道事業者の鉄道の乗車券、急行券、特急券、指定席券等の料金又は路面電車の運賃。ただし、グリーン車利用料金は対象としない。
(2) 国内航空運送事業を営む航空機の運賃等。ただし、国内線プレミアムシートは対象としない。
(3) 高速バス、空港連絡バス、路線バス等の乗合バスの運賃等。
(4) 旅客船の運賃等。
(5) レンタカーの借り上げ代。
(6) 自動車を利用した場合の高速道路等の利用料金(ガソリン代は対象外とする)。
- ※4 宿泊費の補助は、以下のとおりとする。
(1) 素泊まり分で、一泊11,000円以内。（原則一泊分に限る。）
(2) 以下のいずれかに該当する場合は内容を考慮して二泊目を除いても対象経費と認める場合がある。
ア 高知県立高等学校を複数校訪問する場合。
イ 学校等のプログラムが二日以上に渡る場合。
ウ その他やむを得ない場合で、一泊を超えて宿泊する場合があると認められる場合。